

令和6年度養父市老朽空き家等解体補助金について

1. 補助制度の概要

養父市内で、空き家の活用等の見込みが乏しい腐朽及び破損のある老朽空き家等について、早期に解体除去を促し周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進することを目的に老朽空き家等の解体費の一部補助を実施しています。

(1) 補助申請者

- ・老朽空き家等の所有者等

(2) 補助対象家屋の要件

- ・昭和56年5月31日以前に着工した家屋又は着工した部分が延べ面積の過半を占める家屋（以下、旧耐震家屋という。）で腐朽又は破損のあるもの。ただし、宗教活動、政治活動に資するものではないものとする。
 - ※ 旧耐震家屋でない老朽空き家等であっても、地元区長の同意により将来的に老朽化が進むとみとめられる家屋については、補助対象家屋となります。
 - ※ 家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫などの建物も含まれます。
 - ※ 家屋の建築年月は「建物の登記事項証明書」、「家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書」又は「建築基準法による確認済証又は検査済証の写し」などで確認できます。
- ・補助金交付申請時点で空き家であるもの。

(3) 補助申請の流れ

- ① 交付申請書の提出
 - 交付決定、通知の受取
 - 解体工事の契約、着工
- ② 実績報告書の提出
 - 補助金の受取
 - ※ 予算限度額に達し次第、申請受付を終了します。

(4) 申請窓口

養父市まち整備部土地利用未来課
〒667-0198 養父市広谷250-1 養父地域局3階
電話 079-664-1410 ファックス 079-664-0302
メール tochimirai@city.yabu.lg.jp

2. 補助対象事業について

補助の対象となる工事は、当該老朽空き家等の所有者等が解体工事業者へ請け負わせて実施する解体工事であって、次に掲げるすべての要件を満たす工事です。

- ・法人又は個人事業者が施工する工事であること。
- ・敷地全体を更地にする工事であること。
 - ※ 特段の理由等があれば一部残置することができます。
- ・補助金の申請をした日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること。
- ・補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。
- ・他の補助金等の対象となる工事でないこと。

3. 補助金の額

(1) 補助対象事業費の適用範囲について

補助の対象となる費用は、次の各項目に要する費用です。(工事費見積書で審査します。)

- ・老朽空き家等の解体除去に要する経費（家財家具や電化製品等の処分費用は除く。）
- ・老朽空き家等に付属する門及び塀等の撤去に要する経費
- ・老朽空き家等が建つ敷地内の立木竹等の伐採に要する経費（剪定のみは不可、雑草草刈りは除く。）

(2) 補助金額の算出

①上記の補助対象事業費と、②家屋の延べ面積（小数点以下切り捨て）×国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費の額※を比較し、少ない額の1/5相当額を算出します（千円未満は切り捨てます。）。

ただし、③補助上限額は50万円です。

※ 「国土交通大臣が定める標準除却費のうちの除却工事費の額」：除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で32,000円を超える場合にあつては32,000円、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で46,000円を超える場合にあつては46,000円）に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。